

第六十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十号

昭和四十七年三月二十七日(月曜日)

午後一時十八分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君 理事 大石 八治君

理事 塩川正十郎君 理事 中村 弘海君

理事 豊 永光君 理事 山口 鶴男君

理事 小濱 新次君 理事 門司 亮君

小淵 恵三君 岡崎 英城君

國場 幸昌君 西銘 順治君

羽田 孜君 湊 徹郎君

山崎平八郎君 桑名 義治君

和田 一郎君 林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 渡海元三郎君

國務大臣 (国家公安委員 中村 寅太君)

出席政府委員

運輸省航空局長 住田 正二君

理部長 自治政務次官 小山 省二君

自治省稅務局長 佐々木喜久治君

委員外の出席者

地方行政委員会 日原 正雄君

調査室長

委員の異動

三月二十四日

辞任 桑名 義治君

補欠選任 中野 明君

同日 桑名 義治君

辞任 中野 明君

補欠選任 桑名 義治君

同日 中野 明君

補欠選任 桑名 義治君

同日 中野 明君

補欠選任 桑名 義治君

同日 中野 明君

同日二十五日

辞任 桑名 義治君

補欠選任 鈴切 康雄君

同日 桑名 義治君

辞任 鈴切 康雄君

同日二十五日

辞任 中島 茂喜君

補欠選任 橋本登美三郎君

同日二十五日

辞任 宮澤 喜一君

補欠選任 羽田 孜君

同日二十五日

辞任 村田敬次郎君

補欠選任 西銘 順治君

同日二十五日

辞任 綿貫 民輔君

補欠選任 山崎平八郎君

同日二十五日

辞任 小淵 恵三君

補欠選任 橋本登美三郎君

同日二十五日

辞任 西銘 順治君

補欠選任 村田敬次郎君

同日二十五日

辞任 羽田 孜君

補欠選任 宮澤 喜一君

同日二十五日

辞任 湊 徹郎君

補欠選任 中島 茂喜君

同日二十五日

辞任 山崎平八郎君

補欠選任 綿貫 民輔君

同日二十五日

同日二十五日

同日二十五日

同日二十五日

補欠選任 鈴切 康雄君

同日二十五日

補欠選任 桑名 義治君

同日二十五日

補欠選任 中島 茂喜君

同日二十五日

補欠選任 橋本登美三郎君

同日二十五日

補欠選任 宮澤 喜一君

同日二十五日

補欠選任 羽田 孜君

同日二十五日

補欠選任 村田敬次郎君

同日二十五日

補欠選任 西銘 順治君

同日二十五日

補欠選任 山崎平八郎君

同日二十五日

補欠選任 綿貫 民輔君

同日二十五日

補欠選任 小淵 恵三君

同日二十五日

補欠選任 橋本登美三郎君

同日二十五日

補欠選任 村田敬次郎君

同日二十五日

補欠選任 宮澤 喜一君

同日二十五日

補欠選任 中島 茂喜君

同日二十五日

補欠選任 山崎平八郎君

同日二十五日

同日二十五日

同日二十五日

市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する請願(藤田高敏君紹介)(第一八七二号)

同(藤田高敏君紹介)(第一八九五号)

同(藤田高敏君紹介)(第一九二七号)

同(寺前巖君紹介)(第一九二八号)

同(藤田高敏君紹介)(第一九二九号)

同(柳田秀一君紹介)(第一九三〇号)

同(寺前巖君紹介)(第一九六二号)

同(柳田秀一君紹介)(第一九六三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(參議院送付)

地方行政連絡會議法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(參議院送付)

航空機燃料課稅法案(内閣提出第二七号)

○大野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出にかかる警察法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたしました。中村國務大臣。

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「都及び」を「都、道、府及び」に、「府県(以下「指定府県」という。))」を「府県(以下「指定府県」という。))」に、「道及び指定府県」を「指定府県」に改める。

第三十九條第一項ただし書中「指定府県に」を「道、府及び指定府県に」に、「当該指定市の議會」を「当該道、府又は府県が包括する指定市の議會」に、「当該指定府県」を「当該道、府又は府県」に改

め、同條第三項中「都及び指定府県」を「都、道、府及び指定府県」に改める。

第四十一條第二項ただし書中「指定府県」を「道、府又は指定府県」に改め、同條第三項中「道府県(指定府県を除く。))」を「指定府県以外の府県」に、「当該道府県」を「当該府県」に改め、同條第四項中「都知事及び指定府県」を「都、道、府及び指定府県」に、「都及び指定府県」を「都、道、府又は指定府県」に改め、同條第五項中「及び指定府県」を「道、府及び指定府県」に改める。

第四十六條第二項中「道公安委員會」を「指定府県以外の府の府公安委員會」に改める。

第五十二條第一項中「府警察本部」を「道府警察本部」に改め、同條第三項中「府警察本部長」を「道府警察本部長」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 警察法第四十六條の二の規定は、道公安委員會について準用する。

理由

北海道が指定市を包括することとなることに伴い、道公安委員會の委員の数を五人とするに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村國務大臣 ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、札幌市が来たる四月一日に新たに地方自治法第二百五十二條の十九第一項の規定により指定する市となることに伴い、道公安委員會の委員の数を五人とするに、所要の規定を整備することをその内容としております。

以下、その概要を御説明いたします。

第一は、北海道が新たに指定市としての札幌市を包括することとなるに伴い、道公安委員会の委員の数につきまして、指定市を包括している府県の公安委員会が五人の委員で構成されることとされておりますので、北海道につきましても現行の三人を二人増加し、五人とすることとしたこととであります。

この場合、増加する道公安委員会の二人の委員の任命につきましては、指定市を包括している府県の公安委員会の場合と同様、指定市である札幌市の市長が市議会の同意を得て推薦する者について、道知事が任命することとなります。

第二は、他の指定市の場合と同様、札幌市の区域内における道警察本部の事務を分掌させるため、札幌市の区域に市警察部を置くこととしたこととであります。

その他以上の改正に伴い、所要の条文上の整理等を行うこととしております。

なお、この法律は、札幌市が指定市となる日、すなわち四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○大野委員長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

○大野委員長 内閣提出にかかる地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。渡海自治大臣。

案 地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律

案 地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第一条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「北海道」の下に「及び札幌市」を、「横浜市」の下に「及び川崎市」を、「北九州市」の下に「及び福岡市」を加える。

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「算定した特別とん譲与税」の下に「(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第三項の市にあつては、特別とん譲与税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税。以下この項において同じ。)」を加え、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を」に改める。

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則

理由

札幌市、川崎市及び福岡市が指定都市として指定されたことに伴い、自治省関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○渡海国務大臣 ただいま議題となりました地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、札幌市、川崎市及び福岡市の三市が、昭和四十七年四月一日から指定都市として指定されることとなりましたが、これに伴いまし

て、自治省関係の地方行政連絡会議法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律について、必要な規定の整備を行なうものであります。

以上が地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御決あらんことをお願い申し上げます。

○大野委員長 以上で、本案に対する提案理由の説明は終わりました。

○大野委員長 内閣提出にかかる航空機燃料譲与税法案を議題とし、質疑を行ないます。

○門司委員 いままで聞いてみますと、かなり質問がしてあるようですから、きょうはできるだけ簡単に申し上げておきたいと思っております。

最初に聞いておきたいのは、こういう譲与税法というやつがたかさんあるんですね。この税法の性格というのはどういふことなんでしょうか。目的税なのか。あるいは、地域を限ったものにこれはなるかと思つてますが、そういう意味では、地域的には、一つの目的税のような形で出てくる譲与税というものの性格は一体どう取り扱っているかというところが、この種の法案を審議する場合に、いままでも審議されていらないのです。そこで、裁量は自治省にまかせるといふようなことで、この法案の中にも、「自治大臣が指定するもの」というようなことがあるが、及ぼす影響の範囲というものは自治大臣が定めるようになっております。だから、国から地方に譲与されて、地方がこういう形で分配をしていくというところは、地方税法だけから見れば一つの目的税のように見える。国から見れば、譲与されるから譲与税だということになる。

この辺の解釈はどういふふうにつけていますか。

○渡海国務大臣 法律的な厳格な解釈、これは事務局から後刻説明させますが、国の場合、つく

られましたこの税そのものも一応目的税的な使用をされるものでございまして、地方も、この方針にのっとって、与えられました譲与税を目的税的に使用する。こういう方針で臨みたいと思つております。

○佐々木(喜)政府委員 この法律案に規定しておりますように、この譲与税は目的税として設定するということにいたしております。航空機燃料、そしてその税負担について負担するものが特定されておるといふ点、それからまた、航空機とその事業との関係におきまして、非常に密接な受益関係がある。これは他の税よりもさらにその受益関係が厚い。こういう趣旨から、この譲与税は目的税として設定したいということでございます。この点は地方道路税の場合と同様であるといふふうに考えます。

○門司委員 私はなぜそういうことを聞くかといひますと、税の種目というのは、ただ譲与税だけではわからないのであって、さつきから言つていふように、目的税なら目的税としての取り扱いをしなればなりませんし、交付税なら交付税としての取り扱いをしなればならない。配賦税なら配賦税。さういふようないろいろな形をとつておられます。むしろこれは、目的税というよりも、配賦的な性格のほうが正しいのではないかと申すのです。そうすれば、自治大臣の裁量によってある程度広げていくというか、認定された地域にこれが配分できるのではないかと。目的税ということになりますと、問題はやはり自治体自身の持つておる一つの性格から来る自主性がなければならぬ。これは、自治体が持つておる自主性で自治体が直接仕事をしようとするのではなくして、一つの影響があるから、それに対して国が配分するといふ形のものであって、交付税で取り上げたものを配分するといふ形のものであって、私は、むしろ、目的税でなくて、配賦的な性格に解釈しておいたほうがよろしいのではないかと申すのであります。いまの答弁はちょっと何か趣旨が違つたことなんでしょうが、自主的に自治体が何

かやらなければならぬというときに、それに対する特別の税金を配賦するというならわかりませんが、そうではないのであって、これは、ほかからくる第三者的な影響によって自治体は影響を受けるであろう、それを補おうということで、国のほうが主体なんです。これは国の賠償というふうなことを言えば言い過ぎるかもしれませんが、実際は一つのそういう性格を持つているので、これはむしろ、目的税よりも配賦的な性格。これは交付税というわけにはいかぬかと思いますが、そういう形のほうが解釈としてはやりにくいんじゃないか。この法律を読んでみますと、大臣の裁量にまかされる面がかなり書いてありますが、そういうことにならないですかね。これはやはり目的税のほうが正しいという見方ですか。

○佐々木(書)政府委員 たいだいまのお考え方も非常によくわかるわけでございます。私も目的税と言います場合には、普通税との対比において目的税という表現を使っておるわけでございます。そういう意味で、今回の譲与税は目的税としての性格を持たしたということでございます。ただ、現実には空港関係の施策につきましては、いまは大体国が主体となって実施をいたしておられますけれども、現実には、空港所在市町村におきましては、国がいろいろな施策を講ずるものほかに、地元市町村としていろいろな対策を講じなければならぬ。そうした面についての財源付与ということを考えなければならぬということでございます。そして、そういう意味では、確かに、先生の御指摘になりますように、地元に対して交付する財源、あるいは配賦する財源という性格を持つてものであろうというふうに考えております。現在、こうした意味での、いわば配賦的なものの制度がございせんので、そういう趣旨で、いま、目的税と普通税に分けた場合の目的税というお答えをしただけでございせん。

○門司委員 そうしませんが、性格からくる税の配分の関係が、どうしてもむずかしい算定の基礎になりはしないかということが考えられる。しか

し、これ以上、何でもかんでも配賦税に直せという考え方を私は要求するわけではない。そのことは別にここに書いてあるわけではございません。ただ、法律の考え方は、法律の性格論から言くと、目的税とわれわれが従来まで言っているのは、何か、地方の自治体が一つの事業なり何なりをやっている場合における、それに見合ふもの一つの税法でできあがるということ、自主性がなければならぬ。いわゆる自立性を持つているということ。この場合はそういうことでなくて、ほかからの影響によってそれを補う、償うということだけしかしてない。しかも、それは、国が基本的にはやるべきものであるが、しかし、地方の自治体にこういう形で仕事をさせているというところ。そこで問題になって出てきますのは、こういう税法をきめなければ配分ができませんかということ。非常にややこしいと思っております。国が地方に地方財源をあてがって、その財源の範囲内で地方に処置をされるというところになると、地方の自治体はもう少したくさん被覆があるんだということをどんなに言っても、税の範囲というものはきめられてしまっている。これはやはりもう少し範囲を広げて、一たん自治省のほうに財源を入れて、そしてそれから自治省の認定によって配分するというような形ではなくて、国みずから責任の保証を負うべきではないか。そうすれば、国が譲与税を取っているのですから、その譲与税に基づいて、地方の自治体の実態に即して国が税金を配分するというほうが正しいのではないかと。いいますのは、この十何分の二ですかに限られてしまう。これだけのワクを出られない。たとえば、被害がもっと大きいたんだ、もう少し自分のところにはお金が必要なければ設備が足りないんだというような場合でも、範囲がこれだけしかきめられていないんだからこれで、ということになる。これが目的税であるならば、そういうことでなくて、事業主体についてこれだけお金が必要だからこれだけよこせというところが言えるはずであります。しかし、これが目的

的税だということに解釈するならば、要するに、どこかにそういう法律の穴がなければいけないと思ふ。必要なら要求することができぬ処置をやはりとるべきではないか。どうも、この十何分の二か、平年度幾らですか、しかし、地方にお金が必要。このワクの中で操作されようとしてい。そして、地方の自治体の実態に合わないという形が出てきませんかということ。こういうことを考えますと、地方に限られた財源を与えて国で操作させるという国の行き方については、私はどうかと思う。やはり、国が直接責任を負って、地方自治体の要求にこたえるという態度のほうが正しいんじゃないか。この辺はどうお考えになりますか。

○渡海國務大臣 空港所在市町村並びに空港周辺市町村、これらに対する国の責任として果たさなければならぬ仕事、これに対しての市町村の国に対する要望、これは従来からも行なえていたところでございますし、当然、今後も、国の責任として、自治体からも、財源その他が必要とあれば要望し、要求することができ得る。かように私は考えます。

ただ、今回、航空燃料の法律によりまして、補完する中申しますか、国に対して要望があれば、従来行なっております以上の、空港所在市町村並びにその周辺に対しての目的財源としての財源を与えることによりまして、より以上のそれらの措置を全うせしめるといふ意味に解していただければよいんじゃないか。ただ、この税の性格で、目的税でございしたならば、それ自身事業がなければならぬという門司委員の御発言、私もごもっともであろうと思ひます。一部、これは、被害に對するところの一般的な財源として与えたいというところが、運用面において配賦的なもののほうがよいんじゃないかという御見解、私も当然のことであると思ひますので、一応、いまの税体系では、普通税と分けました目的税という姿の中に入れても、趣旨をいたしましては、そういった区分で、できるだけ運用面で処置をさせていただいた

らいかか。かように考えたよりな次第でございます。

なお、この税ができたから、いままでもありましたような措置を全部この税のワク外でまかなわなければならぬといったものではないと私は考えます。むしろ、いままでもありました措置等に対する補充の意味でこの税を御理解願つてよいのではないかと考えています。

○門司委員 大臣、忙しければいいですが、もう一つは、数字のことを少し聞きます。

例の基地交付金との関係ですが、この場合の算定の基礎になるのはどういう形で——一種、二種、三種というより三つの種類があるはずであります。三種の場合にも、この三つの種類を基本にして配賦が行なわれるのか。あるいは、発着といいますが、要するにそういう回数によってしようとするのか。どちらに基本のウェイトが置かれておるのか。その辺をちょっと教えておいていただきたい。

○佐々木(書)政府委員 この譲与税の配分にあたりましては、一種、二種、三種の区分によって配分を変えるのにはございせん。一つは、航空機の発着回数といひますか、これを着陸料の収入額で表現をいたしまして配分の基準に使用いたしております。

それからもう一つは、騒音の特に著しい地域における騒音対策等の費用を含めまして、航空機の騒音の特に著しい地区の所在数をまた一方の配分の基準に使用いたしております。

○門司委員 そうすると、いまのことでございます。一種、二種、三種というよりよりのものが基準ではないんだということだと思ひますが、大体どのくらいになりますか。これは、航空の基地といひますと、沖繩まで含めると、全部で五十九か六十になるはずであります。一地区に一回平均してどのくらい配分になりますか。

○佐々木(書)政府委員 町村数は、騒音地区まで含めると、おそらく七十ないし八十市町村くらいになるかと思ひますが、この騒音関係の所在数

の計算がまだ現在作業中でございます。計算ができておりませんので、どのくらいになるかという点はまだ未確定でございますけれども、非常に大きな概算の段階では、四十七年度におきまして、大阪が大体四億前後、それから、東京あるいは板付が一億ちょっとくらいの数字になるのはなからうか。またその程度のところでございます。具体的な数字は、試算は十分でない状況でございます。

○門司委員 それはできなければしょうがないんだが、問題は、この配賦される基準ですね。いまの飛行場の敷は、沖繩まで入れると、大まかに言って大体六十になる。それから、発着のいままでの数字。それからさらに、いまの客弁のように、付近に家がどのくらいあるかということになるが、基準は大休どの辺に置かれておるか。法律に「騒音」ということを書いてありますが、私は、必ずしも騒音だけじゃないと思えますけれども、騒音についての基準はどの辺まで見込んでおられますか。

○佐々木(喜)政府委員 この騒音の準備をどうするかという問題は、現在、運輸省と環境庁との間で話を詰めておりますけれども、基準の名称がちょっとわかりにくいものですから、一番使われておることばで言いますと、大体七十五ホン以上の地域について、そして、その騒音の高さによりまして若干の補正を用いまして、騒音が非常に高い地域については、その世帯数についても補正をしながら、その配分の基準の算定を行ないたい。こういうつもりでございます。

○門司委員 私は、これは、最初から非常にむずかしい配分にならうかと思つてそういうことを聞いたのでありますが、たとえば基地交付金という一つの制度があります。これは、ある程度の基地に関するいろいろな被害その他というよりよいものを見て一応出しておるわけでありまして、

それからもう一つは、法律にはつきり書いてありませんが、調整金制度というよりよいものを――

これは施設庁のほうになりますか、そのようない形で補いをつけていっている。それは、法律で定めた実態に即しない問題等もあるから、どうしてもこういう問題がいつてまいりますので、それを基地交付金だけでまかない切れないので、多少の調整金制度というものをとって何とかごまかしている。と語り諸君におられるかもしれないが、とにかく、つじつまを合わせるような形だけはお話のように、これが目的税であるとするならば、たとえば騒音だけに対しては何らかのほつきりしたものがなければ、市町村は非常にやりにくい。どこからどれまでめんどうを見ているのかから、それ以上もらえないということになりまして、市町村でこれを使う場合に、かなりめんどうな問題になりはしないかと考えられるのです。いままでなかったものが新たにこれだけ加えられるのであるから、町村の苦情はそれだけなくなるというばななくならないこと、行政上の取り扱いは、いままでよりやりよくなることは事実だと思つても、しかし、人間というのは、いままでよりよくなったからといって、承知をしてくれればいいけれども、だんだん欲が出てきて、隣がこうならこつちもこうだということ、かなりめんどうなことが出てきやしないかと思つた。したがって、基準はできるだけ運輸省とも話し合つてもらつて、そして早くきめてもらつて、多ければ多いなりに、少なければ少ないなりに、一応の行政上の混乱をしないような措置をとることがこの際必要ではないかと思つた。しかし、いま聞いてみますと、まだはつきりしていないと言つておられますが、これは、運輸省はどの辺まで考えられているのですか。

○住田政府委員 こまかい基準につきましては、自治省のほうと御相談申し上げるわけでございますけれども、騒音につきましては、先ほど御答弁がございましたように、大体七十五W E C P N L という騒音単位がござりますが、その地域を対象

に計算をするという方針をとっております。現在いろいろ検討中でございますので、最終的にどのくらいの世帯が入るかということ、いまの段階では申し上げにくいのですが、大体七十五W E C P N L という地域を対象にしたいと考えております。

○門司委員 もう一つだけ聞いておきたいと思つてますが、そのことは、ただ騒音だけを対象にしていいのか。その他の、危険手当とやらと少し言いついては、ある意味においては、人が集まるからということだけで歓迎する地域もあるかもしれない。しかし、地方の自治体は、飛行場ができた場合に、それに通ずる道路であるとか、あるいはその他の施設というよりよいものについて、かなり金がかかるわけでありまして、こういうものまでこの中に含まれているのかどうかということでございます。

○佐々木(喜)政府委員 第二条で配分の基準を規定いたしましたけれども、着陸料収入で三分の一を配分し、騒音の基準によりまして三分の二を配分するということにいたしました。昭和四十二年から昭和四十六年までの関係市町村におきまして空港対策関係経費の実態を調査してみますと、大体騒音対策に三分の二程度、それからその他の道路、清掃あるいは消防といったような関連事業について三分の二程度が使用されているというのが実情でございましたので、一応現在の財政の実態等から判断をいたしました。大体三分の一と三分の二というよりよい標準で配分をいたします。いまの財政上の実情に適合するのではないかと。こういうことで配分基準をきめたわけでございます。そういう意味におきまして、この譲与税は当然に周辺対策――道路でありますとか、清掃、下水あるいは消防といったような事業費を見込んで配分をしたい。こういうことでございます。

で、基地については一応基地交付金というよりよい形で出しておりますが、自衛隊と一緒に使われておる飛行場がかなりあるわけですが、これらの問題の色分けはどういうことになっておりますか。これは全部この基地交付金の中に含まれておるということであつて、そういう基地交付金関係で自衛隊と混合しているものについては、この燃料の税金とは別の一つの考え方でもよろしいと思つておられますけれども、ことに、飛行場についての割合はどうなつておられますか。この基地交付金の大体の趣旨というものは、アメリカさんの基地に対する交付金であつて、最近そこに自衛隊が同居している向きがたくさんあるのですが、そういうものの基地交付金の割合はどうなつておられますか。

○小山政府委員 先生御承知のとおり、基地交付金は、基地の固定資産と見返りになる金額を交付金として交付しておるわけでございます。基地に對する騒音その他の施設は、例の周辺整備法の中から、そういう騒音対策その他で支出しておりますので、おそらく、交付金は、騒音その他というものより、むしろそういう固定資産に見合ふ金額を支出しておるといふような状況ではないかと思つております。

○門司委員 私の言ひ方が少し簡単過ぎたかもしれませんが、御承知のように、基地交付金がそういう形で一応出されておる。ところが、アメリカの場合は、実際は固定資産税がどれだけあるかわからぬのです。これは施設庁に聞いたつてわかるわけが、調査ができませんので、わかるところで、一応の見当をつけておる。これは沖繩などは一番大きな問題であらうかと思つておる。そういう形のものの中に自衛隊が入つていって仕事をしております。自衛隊の使つておる分は大体調査ができておると思つておる。ところが、この米軍の資産については、その簡単にわかるものではない。ことしの予算を見ても、沖繩については、米ドル資産に對するものとして、三十一億か何か出されておるようなことになっておるかと思つておるが、

○門司委員 それから、もう一つこれに関連して聞いておきたいと思つておるが、いま、基地の問題

それから、調整金については約三億くらいで、両方で三十三億か三十一億だっただけですが、国内の場合、この基地交付金は非常に少ない形をとっておられるのです。したがって、この調整金制度がほかにありますので、ある程度の調整はとりつつあるが、基地に対する飛行機についてどういう税金をかけて地域社会の整備をしていくとするなら、いまの基地に対する問題も、日本の自衛隊が事実上中に入っている問題も、日本から、もう少し正確な調査ができないかということですか。その関連はどうなりますか。

○佐々木(書)政府委員 この燃料税は、民間航空機についてだけ課税をされるということになっておられますので、この燃料譲与税のほうは民間航空機が使用する。いわゆる、公共用の飛行機についてだけ配分をするという方式を考えておられるわけですか。

ただ、自衛隊が管理をする空港で、民間航空機と共用しておられます飛行機につきましては、民間機の共用する部分として、若干の譲与税が配分をされるということになるわけですか。

また、米軍の基地並びに自衛隊の基地につきましては、これは先生御承知のとおり、現在の基地交付金あるいは調整交付金というものの配分対象になるわけですが、米軍の施設については、はたして正確な資料が得られておるかどうかという点は確かに問題がございませうけれども、少なくとも、私もが施設庁におきまして調査いたしましたものを配分の基準にしながら、同時に、先ほど御指摘のとおり、基地関係につきましまして、単に固定資産というののだけではなしに、住民税なり、電気ガス税なりとの財政関係も調整をしながら配分をしておられることになっておられるわけですか。

○門司委員 最後にもう一つだけ聞いておきたいと思えますことは、この税法がきめられて、そうして先ほどからもいろいろ理事会等でも議論になったのでありますが、物価にはね返ってくる危険性があるのではないかということですか。これは大

蔵委員会でもやるべきであって、この委員会でも聞くのはどうかと思うのですが、いままで、運輸省、大蔵省その他との関係の中で、何かそういう話が出ましたか。

○住田政府委員 今回の燃料税がどの程度航空会社の経営に影響があるかという点を申し上げますと、四十五年度の営業収入ベースで申し上げますと、五千二百円。四十七年度は、経過措置として、五千二百円になっておりますが、五千二百円の場合に三・七％。それから、四十八年度は一万四百円になるわけですが、この場合には七・四％。それから、四十九年度以降本則に戻りますわけですが、戻って一万三千円になります。その場合には九・四％という影響があるというふうになっております。現在航空会社から平均二・三％の運賃値上げの申請が運輸省に提出されております。現在、私も伺いたしましては、会社の経営であるとか、あるいは将来の航空事業の伸びであるとか、そういうものを検討いたしておられるかどうか、そういうものを検討いたしておられるかどうか、値上げをする場合には何％になるかというものは申し上げられないわけでありませうけれども、この燃料税とともに昨年——いま実施いたしております第二次空港五カ年計画、総額五千六百億でございますが、その中の財源の一つといたしまして、昨年から航行援助施設利用料というものを取っております。燃料税のほうが大抵七百五億。それから航行援助施設利用料のほうが六百四十億程度の負担ではないかと思えますけれども、そういう新たな負担を航空会社に課することにになりましたので、その影響も、両方合わせますと十数％ということになるわけでございますので、ほとんどが航空会社の経営の中で吸収できるかどうかという点になりますと、最近の経営状態から言ってかなりむずかしいのではないかと、いうことで、したがって、ある程度の値上げはやむを得ないというふうな感じでおられるわけですか。

○門司委員 大体それで数字的にはわかりましたが、そういうことを考えていきますと、どうも税金が結局料金でカバーされてしまいうようなことになりはしないかということになります。それが、吸収できないということになります。それをいま運輸省を責めては私にはしかたがないと思えます。そういうことがこの種の税金をきめるときには往々出てくるわけでありまして、ことに、日本の場合は、燃料関係から来る税金はたくさんあります。この場合は飛行機にかかる税金ではないのであって、燃料関係にかける税金が幾つかあって、ちつとも整理を——整理をするというふうな形ではどうかと思えますが、やはり、何とかいうふうな形ではどうかと思えます。そういうことには、それをいま自治省を責めたってこれもしようがないので、これ以上は聞きませんが、そうすると、結論的には、譲与税の、といいますが、航空機燃料に対する課税は、事業の収益の中には、大体全部は吸収されるという。したがって、多少の値上げの要因になるということだけは確認しておいてもよろしいと思えますか。

○住田政府委員 きょうの段階で確実に値上げするというのは非常にむずかしいのですが、先ほど申し上げましたように、五カ年計画で、いわゆる業者負担という形で財源手当をいたしております額が千三百億をこえる大きな額になっておりますので、現在の航空会社の経営の中で吸収するということは非常にむずかしいんじゃないかという感じを持っておられるわけですか。

○門司委員 最後にもう自治省に聞いておきますが、いままで、これらの基地のある所在市町村で、騒音の装置その他に大体どのくらいの費用を使っておりますか。これがわからないと、自治省の計算の中に、このくらいでよろしいかどうかという点にも問題があるかと思えますが、地方の自治体はこれですべてのくらの

経費を使っておったかということが、もし数字的にわかるならば、ひとつ出してもらいたいと思えます。

○佐々木(書)政府委員 昭和四十二年から昭和四十六年度までの市町村の実績を調査いたしますと、空港関連の事業費が、総額が七十七億五千万円。そのうち、騒音関係に使用した金が五十一億五千万円というふうになっております。そのほか、道路、清掃等の関係で約十二億円。消防関係で二億円。それから、空港自体の整備、維持関係で約十二億円という数字になっております。

○門司委員 そりすると四十二年から四十六年までで、四年間で割ると十何億かになるわけですね。そりすると、この予算書に出ておる年間二十二億ですか、で、大体カバーされる。こういふことになるのですか。数字的には、四年間で、全部合わせて大体七十七億ということになりますと、二十二億にはならないから、幾らか財政上のゆとりがあるように見えるのでありますが、そういうふうに考えておいていいんですか。

○佐々木(書)政府委員 たいまのは、四十二年から四十六年でございますから、五年間でございます。それで、一年平均が約十五億五千万円という数字でございます。これは地方負担ベースでの計算でございます。ただ、これは、いままで十分な財源もなしに行なわれておりました周辺対策事業につきましまして、この程度でございます。実は、市町村が四十七年以降予定しております経費は相当大きい数字になると思えます。平年度で、譲与税二十二億程度の数字では、まだ財源的には十分じゃない。もう少し考えた方がいいかなければならぬ面が出てくるであらうというところは考えております。

○門司委員 私も、それは非常に心配するので、いままで平均十五億くらい使っておつても、市の費用で学校の騒音の措置をとるといふようなことは、実際はまだほとんどなされてないのですね。法律でこういふお金ができてやれるという

第一類第二号 地方行政委員会議録第十号 昭和四十七年三月二十七日

ことになりますと、かなりの事業がふえてくると思ふのですね。その場合の自治省の指導というものはよほど完全にやってもらわねと、航空運賃の値上げまでも一応考えられるようなことで、無理な税金をここに過ぎ込んで、市町村にとつては、逆に、このことのためにトラブルを起こすような危険性がないかというのを私も心配する。実際から言えば、航空機燃料に対します税金を国が取っておりますことは自体についてもいろいろ問題もありませんけれども、これに文句をつけることも一つの考え方だと思いますが、それよりも、当面の問題として、一体この程度の譲与税でよろしいかどうかということが非常に大きな問題だと私は考えているのです。これでたえ得るかどうかということですが、いままではこれで押えていますよ。やらなければならぬものだけやっていますからね。ですけれども、今度は、このことのために、目的税という見方のためにお金が来るということになりますと、さっき言いましたように、地方の自治体は、自分たちの仕事というものとこれを見合っていますからね。これだけの仕事をすると、これだけの税金をもらいたいという形が必ず出てくる。それだから、最初に、目的税がどうなのかということを見てみたのですが、これが目的税だというふうに解釈をして、そして、地方の自治体がそれをそのまま受け取ると、私は、事業量がかなりふえてくると思う。そうすると、これだけの配分ではとてもどうにもならぬと思う。おそらく、この配分の倍ぐらいの配分があつても——倍だとして、平均で四十四億になりますか。それぐらいあつても、まごまごしている、当面の問題としては足りないようなことになりはしないかということが考えられる。その辺は、私、御答弁を要求しようとは思いませんけれども、非常にむずかしいことだとは思いますが、この税金ができたあと、各自治体との間にトラブルが起ころぬようにひとつぜひ指導をして、円満に——税金でお金はやっただが、そのことのためにかえって地方でことが起つたとい

うようなことのないように、ひとつ気をつけてもらいたいと思ふのです。

○佐々木(喜)政府委員 この燃料譲与税の創設によりまして、いままで国がやっておりました騒音対策の事業を市町村の責任に移すというよりなものはございませぬ。あくまでも、こうした公害対策関係の経費は原因者負担というのがたてまえでございませぬ。そのたてまえはあくまでも堅持しながら、ただ、現実の問題として、学校などの騒音対策にいたします場合には、若干の改良工事といったようなものが、付帯的な事業として同時に行なわれる場合が多いわけでありませぬ。そうした単独部分の事業費について、この譲与税を充当するというのをたてまえにいたしております。したがって、騒音、あるいは供用をしております基地の飛行場につきまして配分いたします譲与税は、あくまでも、これは単独関係の経費に充当していくということにいたしているわけでございます。

○門司委員 終わります。

○大野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後二時二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

第一類第二号

地方行政委員会議録第十号

昭和四十七年三月二十七日

昭和四十七年四月八日印刷

昭和四十七年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A